

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 17 日

大阪税関長 花 尻 卓

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵 置 中 の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
株式会社帝国倉庫 東京都江東区清澄一丁目5番1号	株式会社帝国倉庫 関西営業所北大阪D棟倉庫 大阪府茨木市宮島二丁目3番1号	廃業	—	令和8年 6月30日